

平成 30 年 9 月 7 日  
経 済 産 業 省  
電力・ガス取引監視等委員会

## 平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害に係る 経済産業大臣の電気の災害特別措置の認可(適用地域の追加)について 異存ない旨を回答しました

昨日、電力・ガス取引監視等委員会は、中国電力株式会社から申請のあった、平成 30 年 8 月 31 日に災害救助法の適用が決定された市町村及び隣接する地域における被災した電気の需要家に対する特別措置の認可について、経済産業大臣から意見の求めを受け、認可することに異存はないことを回答しました。

平成 30 年 8 月 31 日、平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害について、岡山県津山市、美作市及び和気郡和気町を災害救助法の適用地域に追加することが決定されました。

これを受け、9 月 4 日付で、中国電力株式会社から、今回新たに追加された災害救助法適用市町村(※1)及び隣接する地域(※2)において、被災した需要家等に対する災害特別措置として、経過措置料金(小売全面自由化後も規制が残る小売料金)及び託送料金その他の供給条件について特別措置(料金の支払期日の延長、電気料金の免除等)を実施するために必要となる認可申請がありました。

(※1)災害救助法が追加で適用された市町村：  
岡山県 津山市、美作市、和気郡和気町

(※2)隣接する地域：  
岡山県 勝田郡勝央町

本申請に関して、経済産業大臣から特別措置の認可を行うことについて、電気事業法等の一部を改正する法律附則第 16 条第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 66 条の 10 第 1 項第 3 号の規定及び電気事業法第 66 条の 11 第 1 項第 5 号の規定に基づき、意見の求めがありましたので、電力・ガス取引監視等委員会として認可することに異存はないことを回答しました。

なお、当該災害特別措置については、災害救助法が適用された日まで遡及して適用されます。

今後、被害が深刻化・長期化する場合や災害救助法適用市町村が拡大する場合などには、事業者から適宜申請を受けて、速やかに特別措置の認可等を行う予定です。

本ニュースリリースは、第 172 回電力・ガス取引監視等委員会の議事要旨を兼ねます。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長 都築

担当者:小柳・石原・瀧桐

電話:03-3501-1511(内線 4361~4)

03-3501-1529(直通)

03-3501-1540(FAX)

(参考1)平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨に関する災害救助法適用市町村一覧(下線部が今回の追加地域) :

岐阜県 たかやまし せきし なかつがわし えなし みの かもし かにし やまがたし ひだし  
高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、  
もとすし ぐじょうし げろし かもぐん さかほぎちょう かもぐん ひちそうちょう かもぐん やおつちょう  
本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、  
かもぐん しらかわちょう かもぐん ひがししらかわむら おおのぐん しらかわむら ぎふし みのし かもぐん  
加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村、岐阜市、美濃市、加茂郡  
とみかちょう かもぐん かわべちょう  
富加町、加茂郡川辺町

京都府 ふくちやまし まいづるし あやべし みやづし きょうたんごし なんたんし ふないぐん きょうたんぼちょう  
福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、  
よさぐん いねちょう よさぐん よさの ちょう  
与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町

兵庫県 とよおかし ささやまし あさごし しそうし あこうぐん かみごおりちょう みかたぐん かみちょう ひめじし  
豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町、姫路市、  
にしわかし たんばし たかぐん たかちょう さようぐん さようちょう やぶし かんざきぐん  
西脇市、丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町、養父市、たつの市、神崎郡  
いちかわちょう かんざきぐん かみかわちょう  
市川町、神崎郡神河町

鳥取県 とっとりし やずぐん わかさちょう やずぐん ちづちょう やずぐん やずちょう とうはくぐん みさきちょう  
鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、  
さいはくぐん なんぶちょう さいはくぐん ほうきちょう ひのぐん にちなんちょう ひのぐん ひのちょう ひのぐん  
西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡  
こうふちょう  
江府町

島根県 こうつし おおちぐん かわもとまち  
江津市、邑智郡川本町

岡山県 おかやまし くらしきし たまのし かさおかし いばらし そうじやし たかはしし にいみし  
岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、  
せとうちし あかいわし まにわし あさくちし つやまし みまさかし つくぼぐん はやしちょう  
瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、津山市、美作市、都窪郡早島町、  
あさくちぐん さとしょうちょう とまたぐん かがみのちょう あいだぐん にしあわくらそん かがぐん き びちゅうおうちょう  
浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町、  
おだぐん やかげちょう わけぐん わけちょう  
小田郡矢掛町、和気郡和気町

広島県 ひろしまし くれし たけはらし みはらし おのみちし ふくやまし ふちゅうし ひがしひろしまし  
広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、  
えたじまし みよしし しょうばらし あきぐん ふちゅうちょう あきぐん かいたちょう あきぐん くまのちょう  
江田島市、三次市、庄原市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、  
あきぐん さかちょう  
安芸郡坂町

山口県 いわくにし  
岩国市

愛媛県 いまばりし うわじまし おおずし せいよし やわたはまし きたうわぐん まつのちょう  
今治市、宇和島市、大洲市、西予市、八幡浜市、北宇和郡松野町、  
きたうわぐん きほくちょう  
北宇和郡鬼北町

高知県 あきし こうなんし なおかぐん もとやまちょう すくもし とさしみずし はたぐん みはらむら  
安芸市、香南市、長岡郡本山町、宿毛市、土佐清水市、幡多郡三原村

福岡県 いづかし くるめし  
飯塚市、久留米市

(参考2)隣接する地域(下線部が追加地域) :

富山県 とやまし  
富山市

愛知県 とよたし いぬやまし  
豊田市、犬山市

長野県 まつもとし おおまちし しもいなぐん あちむら しもいなぐん ひらやむら しもいなぐん ねばむら  
松本市、大町市、下伊那郡阿智村、下伊那郡平谷村、下伊那郡根羽村、

- きそぐん なぎそまち きそぐん おうたきむら きそぐん おおくわむら きそぐん きそまち  
**木曾郡南木曾町、木曾郡王滝村、木曾郡大桑村、木曾郡木曾町**
- おおがきし たじみし みずなみし はしまし ときし かかみがはらし みずほし はしまぐん  
**岐阜県 大垣市、多治見市、瑞浪市、羽島市、土岐市、各務原市、瑞穂市、羽島郡**  
 ぎなんちょう はしまぐん かさまつちょう いびぐん いびがわちょう いびぐん おおのちょう もとすぐん きたがたちょう  
**岐南町、羽島郡笠松町、揖斐郡揖斐川町、揖斐郡大野町、本巣郡北方町、**  
 かにぐん みたけちょう  
**可児郡御嵩町**
- おおのし おおいぐん たかはまちょう おおいぐん ちょう  
**福井県 大野市、大飯郡高浜町、大飯郡おおい町**
- たかしまし  
**滋賀県 高島市**
- きょうとし かめおかし  
**京都府 京都市、亀岡市**
- とよのぐんのせちょう  
**大阪府 豊能郡能勢町**
- あこうし あいおいし いぼぐん たいしちょう かんざきぐん ふくさきちょう たかさごし かさいし  
**兵庫県 赤穂市、相生市、揖保郡太子町、神崎郡福崎町、高砂市、加西市、**  
 かこがわし かとうし さんだし かわべぐん いながわちょう みかたぐん しんおんせんちょう  
**加古川市、加東市、三田市、川辺郡猪名川町、美方郡新温泉町**
- くらしし よなごし とうはくぐん ゆりはまちょう とうはくぐん こうらちょう さいはくぐん だいせんちょう いわみぐん  
**鳥取県 倉吉市、米子市、東伯郡湯梨浜町、東伯郡琴浦町、西伯郡大山町、岩美郡**  
 いわみちょう  
**岩美町**
- やすぎし おおだし はまだし ますだし うなんし にたぐん おくいずもちょう  
**島根県 安来市、大田市、浜田市、益田市、雲南市、仁多郡奥出雲町、**  
 おおちぐん おおなんちょう おおちぐん みさとちょう かのあしぐん よしかちょう いいしぐん いなんちょう  
**邑智郡邑南町、邑智郡美郷町、鹿足郡吉賀町、飯石郡飯南町**
- びぜんし かつたぐん なぎちょう くめぐん くめなんちょう くめぐん みさきちょう まにわぐん しんじょうそん  
**岡山県 備前市、勝田郡奈義町、久米郡久米南町、久米郡美咲町、真庭郡新庄村、**  
 かつたぐん しょうおうちょう  
**勝田郡勝央町**
- あきたかたし はつかいちし おおたけし やまがたぐん きたひろしまちょう やまがたぐん あきおおたちょう  
**広島県 安芸高田市、廿日市市、大竹市、山県郡北広島町、山県郡安芸太田町、**  
 せらぐん せらちょう じんせきぐん じんせきこうげんちょう  
**世羅郡世羅町、神石郡神石高原町**
- しゅうなんし ひかりし やないし くがぐん わきちょう  
**山口県 周南市、光市、柳井市、玖珂郡和木町**
- ながぐん ながちょう  
**徳島県 那賀郡那賀町**
- なんこくし かみし しまんとし とさぐん とさちょう ながおかぐん おおとよちょう あきぐん やすだちょう  
**高知県 南国市、香美市、四万十市、土佐郡土佐町、長岡郡大豊町、安芸郡安田町、**  
 たかおかぐん ゆすはらちょう たかおかぐん しまんとちょう はたぐん おおつきちょう あきぐん げいせいむら あきぐん  
**高岡郡梶原町、高岡郡四万十町、幡多郡大月町、安芸郡芸西村、安芸郡**  
 うまじむら  
**馬路村**
- まつやまし とうおんし さいじょうし いよし しこくちゅうおうし かみうけなぐん くまこうげんちょう  
**愛媛県 松山市、東温市、西条市、伊予市、四国中央市、上浮穴群久万高原町、**  
 きたぐん うちこちょう みなみうわぐん あいなんちょう にしうわぐん いかたちょう  
**喜多郡内子町、南宇和郡愛南町、西宇和郡伊方町**
- のがたし みやわかし ちくしのし かまし たがわし くらてぐん こたけまち あさくらぐん ちくぜん  
**福岡県 直方市、宮若市、筑紫野市、嘉麻市、田川市、鞍手郡小竹町、朝倉郡筑前**  
 まち かすやぐん ささぐりまち かすやぐん すえまち かすやぐん うみまち かほぐん けいせんまち たがわぐん  
**町、粕屋郡篠栗町、粕屋郡須恵町、粕屋郡宇美町、嘉穂郡桂川町、田川郡**  
 いとだまち たがわぐん ふくちまち  
**糸田町、田川郡福智町**

(参考3)災害救助法適用日:内閣府 HP をご覧下さい。

内閣府 HP : [http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

## 特定小売供給約款についての特別措置の概要

災害救助法が適用された市町村とその隣接する地域において被災した需要家から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

### ①電気料金の支払期日の延長（満了日は検針区ごとに相違）

被災した需要家の平成30年6月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、7月及び8月の料金計算分の電気料金の支払期日を各々1ヶ月間延長する。

### ②不使用月の電気料金免除（満了日は検針区ごとに相違）

被災した需要家が被災時から引き続き全く電気を使用しない場合は、当該需要家の被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6ヶ月間に限り、電気料金を免除する。

### ③工事費負担金の免除（平成31年1月末日まで）

被災した需要家が被災時から引き続き全く電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行った場合で、その申込みが平成31年1月末日までに行われ、かつ、その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
- (2) 契約容量または契約電力が、被災時の需給契約における契約容量または契約電力を超えないこと。

### ④臨時工事費の免除（平成31年1月末日まで）

被災した需要家が被災後、臨時電灯または臨時電力の申込みを行う場合で、その申込みが平成31年1月末日までに行われるときは、その臨時工事費を免除する。

### ⑤使用不能設備に相当する基本料金の免除（平成31年1月末日まで）

従量電灯B、臨時電灯C、公衆街路灯C、低圧電力、臨時電力及び農事用電力の被災した需要家で、電気設備が災害のため、復旧まで一時使用不能となったものについては、平成31年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

### ⑥引込線等取付位置変更に係る費用の免除（平成31年1月末日まで）

被災した需要家が被災後、引込線、計量器、その付属装置、区分装置の取付位置の変更の申込みを行った場合で、その申込みが平成31年1月末日までに行われ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

## 託送供給等約款についての特別措置の概要

災害救助法が適用された市町村とその隣接する地域において被災した需要家に対して電気の供給を行う契約者から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

### ①接続送電サービス料金等の料金算定日の延長（満了日は検針区ごとに相違）

被災した需要家の供給地点に係る接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金及び予備送電サービス料金の平成30年6月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、7月及び8月分の料金算定日を各々1ヶ月間延長する。

### ②不使用月の接続送電サービス料金等の免除（満了日は検針区ごとに相違）

被災した需要家の供給地点において、被災時から引き続き全く電気を使用しない場合は、当該需要家の被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6ヶ月間に限り、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金及び予備送電サービス料金を免除する。

### ③工事費負担金の免除（平成31年1月末日まで）

被災した需要家の供給地点において、被災時から引き続き全く電気を使用しないで、需給契約を廃止し、又は契約者が需要家の供給地点に係る接続供給を廃止し、その後新たに接続供給の申込みを行った場合で、その申込みが平成31年1月末日までに行われ、かつ、その申込みが被災時の需給契約又は当該供給地点に係る接続供給の契約電力を超えないときは、その工事費負担金を免除する。

### ④臨時工事費の免除（平成31年1月末日まで）

被災した需要家の供給地点において、再建等のため、臨時接続送電サービスの申込みを行った場合で、その申込みが平成31年1月末日までに行われるときは、その臨時工事費を免除する。

### ⑤使用不能設備に相当する基本料金の免除（平成31年1月末日まで）

被災した需要家の供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、平成31年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金及び臨時接続送電サービス料金の基本料金並びに予備送電サービス料金を免除する。

### ⑥引込線等取付位置変更に係る費用の免除（平成31年1月末日まで）

被災した需要家の供給地点において、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備の取付位置の変更の申込みを行った場合で、その申込みが平成31年1月末日までに行われ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

平成 30 年 9 月 7 日  
経 済 産 業 省  
電力・ガス取引監視等委員会

## 平成 30 年 8 月 30 日からの大雨による災害に係る経済産業大臣の 電気の災害特別措置の認可について異存ない旨を回答しました

昨日、電力・ガス取引監視等委員会は、東北電力株式会社から申請のあった、平成 30 年 9 月 1 日に災害救助法の適用が決定された市町村及び隣接する地域における被災した電気の需要家に対する特別措置の認可について、経済産業大臣から意見の求めを受け、認可することに異存はないことを回答しました。

平成 30 年 8 月 30 日からの大雨による災害について、平成 30 年 9 月 1 日に山形県 1 市 3 町 3 村に対し、災害救助法の適用が決定されました。

これを受け、東北電力株式会社から 9 月 5 日付で

- ① 平成 30 年 8 月 30 日からの大雨による災害に係る災害救助法適用市町村(※1)及び隣接する地域(※2)において、被災した需要家等に対する災害特別措置として、経過措置料金(小売全面自由化後も規制が残る小売料金)、託送料金その他の供給条件及び離島供給に係る約款以外の供給条件について特別措置(料金の支払期日の延長、電気料金の免除等)を実施すること
- ② 今後、平成 30 年 8 月 30 日からの大雨による災害により、災害救助法適用市町村が追加された場合には、当該災害救助法適用市町村及びこれに隣接する地域において、今回経済産業大臣が認可を行った特別措置を講ずること

を内容とする認可申請がありました。

(※1)災害救助法が適用された市町村:

内閣府 HP の災害救助法の適用状況をご覧ください。

[http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

(※2)隣接する地域:

東北電力 HP をご覧ください。

<http://www.tohoku-epco.co.jp/>

本申請に関して、経済産業大臣から特別措置の認可を行うことについて、電気事業法等の一部を改正する法律附則第 16 条第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 66 条の 10 第 1 項第 3 号の規定及び電気事業法第 66 条の 11 第 1 項第 5 号の規定に基づき、意見の求めがありましたので、電力・ガス取引監視等委員会として認可することに異存はないことを回答しました。

なお、当該災害特別措置については、災害救助法が適用された日(※3)まで遡及して適用されます。

(※3)災害救助法適用日:

内閣府 HP の災害救助法の適用状況をご覧ください。

[http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

本ニュースリリースは、第 172 回電力・ガス取引監視等委員会の議事要旨を兼ねます。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長 都築

担当者:小柳・石原・瀧桐

電話:03-3501-1511(内線 4361~4)

03-3501-1529(直通)

03-3501-1540(FAX)



## 特定小売供給約款についての特別措置の概要

災害救助法が適用された市町村とその隣接する地域において被災した需要家から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

### ①電気料金の支払期日の延長（満了日は検針区ごとに相違）

被災した需要家の平成30年8月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、9月及び10月の料金計算分の電気料金の支払期日を各々1ヶ月間延長する。

### ②不使用月の電気料金免除（満了日は検針区ごとに相違）

被災した需要家が被災時から引き続き全く電気を使用しない場合は、当該需要家の被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6ヶ月間に限り、電気料金を免除する。

### ③工事費負担金の免除（平成31年2月末日まで）

被災した需要家が被災時から引き続き全く電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行った場合で、その申込みが平成31年2月末日までに行われ、かつ、その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
- (2) 契約容量または契約電力が、被災時の需給契約における契約容量または契約電力を超えないこと。

### ④臨時工事費の免除（平成31年2月末日まで）

被災した需要家が被災後、臨時電灯または臨時電力の申込みを行う場合で、その申込みが平成31年2月末日までに行われるときは、その臨時工事費を免除する。

### ⑤使用不能設備に相当する基本料金の免除（平成31年2月末日まで）

従量電灯C、臨時電灯C、公衆街路灯B、低圧電力、臨時電力及び農事用電力の被災した需要家で、電気設備が災害のため、復旧まで一時使用不能となったものについては、平成32年2月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

### ⑥引込線等取付位置変更に係る費用の免除（平成31年2月末日まで）

被災した需要家が被災後、引込線、計量器、その付属装置、区分装置の取付位置の変更の申込みを行った場合で、その申込みが平成31年2月末日までに行われ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

## 託送供給等約款についての特別措置の概要

災害救助法が適用された市町村とその隣接する地域において被災した需要家に対して電気の供給を行う契約者から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

### ①接続送電サービス料金等の料金算定日の延長（満了日は検針区ごとに相違）

被災した需要家の供給地点に係る接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金及び予備送電サービス料金の平成30年8月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、9月及び10月分の料金算定日を各々1ヶ月間延長する。

### ②不使用月の接続送電サービス料金等の免除（満了日は検針区ごとに相違）

被災した需要家の供給地点において、被災時から引き続き全く電気を使用しない場合は、当該需要家の被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6ヶ月間に限り、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金及び予備送電サービス料金を免除する。

### ③工事費負担金の免除（平成31年2月末日まで）

被災した需要家の供給地点において、被災時から引き続き全く電気を使用しないで、需給契約を廃止し、又は契約者が需要家の供給地点に係る接続供給を廃止し、その後新たに接続供給の申込みを行った場合で、その申込みが平成31年2月末日までに行われ、かつ、その申込みが被災時の需給契約又は当該供給地点に係る接続供給の契約電力を超えないときは、その工事費負担金を免除する。

### ④臨時工事費の免除（平成31年2月末日まで）

被災した需要家の供給地点において、再建等のため、臨時接続送電サービスの申込みを行った場合で、その申込みが平成31年2月末日までに行われるときは、その臨時工事費を免除する。

### ⑤使用不能設備に相当する基本料金の免除（平成31年2月末日まで）

被災した需要家の供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、平成31年2月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金及び臨時接続送電サービス料金の基本料金並びに予備送電サービス料金を免除する。

### ⑥引込線等取付位置変更に係る費用の免除（平成31年2月末日まで）

被災した需要家の供給地点において、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備の取付位置の変更の申込みを行った場合で、その申込みが平成31年2月末日までに行われ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

## 離島供給に係る約款についての特別措置の概要

災害救助法が適用された市町村とその隣接する地域に、離島供給約款の適用地域の山形県酒田市の飛島で被災した需要家から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

### ①電気料金の支払期日の延長（満了日は検針区ごとに相違）

被災した需要家の平成30年8月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、9月及び10月の料金計算分の電気料金の支払期日を各々1ヶ月間延長する。

### ②不使用月の電気料金免除（満了日は検針区ごとに相違）

被災した需要家が被災時から引き続き全く電気を使用しない場合は、当該需要家の被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6ヶ月間に限り、電気料金を免除する。

### ③工事費負担金の免除（平成31年2月末日まで）

被災した需要家が被災時から引き続き全く電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行った場合で、その申込みが平成31年2月末日までに行われ、かつ、その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
- (2) 契約容量または契約電力が、被災時の需給契約における契約容量または契約電力を超えないこと。

### ④臨時工事費の免除（平成31年2月末日まで）

被災した需要家が被災後、臨時電灯または臨時電力の申込みを行う場合で、その申込みが平成31年2月末日までに行われるときは、その臨時工事費を免除する。

### ⑤使用不能設備に相当する基本料金の免除（平成31年2月末日まで）

従量電灯C、臨時電灯C、公衆街路灯B、低圧電力、臨時電力及び農事用電力の被災した需要家で、電気設備が災害のため、復旧まで一時使用不能となったものについては、平成32年2月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

### ⑥引込線等取付位置変更に係る費用の免除（平成31年2月末日まで）

被災した需要家が被災後、引込線、計量器、その付属装置、区分装置の取付位置の変更の申込みを行った場合で、その申込みが平成31年2月末日までに行われ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。